

平成 27 年 3 月 31 日

伊佐市競争入札参加資格者（建設工事） 各位

伊佐市長 隈 元 新
(建設課扱い)

建設工事の入札に係る工事費内訳書の取扱いについて（通知）

平素より、本市土木等行政につきましてご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年 6 月 4 日に公布された建設業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 55 号）により、公共工事の入札及び契約の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「入札契約適正化法」という。）が改正され、建設業者は公共工事の入札の際に、その金額にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類を提出することが義務づけられることになりました。

つきましては、平成 27 年 4 月 1 日以降に発注する本市の建設工事の入札についても、全ての案件に対し入札参加者から工事費内訳書の提出をしていただくこととなりますので、下記及び別紙を十分ご確認の上、入札に参加されますようお願いいたします。

なお、今後、このことに変更が生じた場合は、随時、市のホームページ等でお知らせします。

記

1 対象工事

競争入札に付する全ての建設工事（随意契約によるものは対象外）

※1回目の入札で落札者がなかった場合の再度入札では、工事費内訳書の提出は必要ありません。

2 実施時期

平成 27 年 4 月 1 日以後に、指名通知又は入札公告を行う工事から実施する。

3 提出様式

提出を求める「工事費内訳書」の様式は（別紙 1）の記載例を標準とする。

なお、（別紙 1）様式以上に詳細に記載した内容であれば、各入札参加者が独自に作成した様式を使用しても差し支えない。

4 提出時期

紙入札の場合：入札書と内訳書を同一の封筒に入れ、入札箱に投函。

電子入札の場合：入札書の提出と同時（入札書に添付して提出）

5 処理方法

(1) 開札前の処理（電子入札の場合）

- ① 提出された全ての工事費内訳書を印刷し、編冊しておく。
- ② 工事費内訳書が未提出の入札参加者の入札は無効とする。

(2) 開札後の処理

- ① 工事費内訳書が未提出の入札参加者の入札は無効とする。（紙入札の場合）
- ② 提出された工事費内訳書のうち、落札者となる見込の者の工事費内訳書について、落札決定までに、記載状況を審査する。
- ③ 審査の結果、内容が標準的な積算と大幅に異なる場合は、書面（別紙２）等により説明を求め、書面（別紙３）等にて回答を求める場合がある。

6 入札参加者に対する周知方法

- (1) 指名競争入札参加者に対しては指名競争入札参加指名通知書に、一般競争入札参加者に対しては公告に、「建設工事に係る入札で工事費内訳書の提出がない入札」は無効入札とする旨を明示する。
- (2) 本通知及び（別紙１～４）を市ホームページに掲載する。

7 その他

特に、（別紙１）「工事費内訳書」記載例及び（別紙４）については、内容をよくご確認ください。

<参考様式のダウンロードについて>

伊佐市ホームページ→ 行政 → 入札・契約 → 契約関係様式等 の
（様式）工事費内訳書及び記載例 からダウンロードできます。

[問い合わせ先]

伊佐市役所 建設課 管理係

TEL 23-1311（内線2227）

(別紙1)

「工事費内訳書」記載例

平成〇〇年〇〇月〇〇日

契約担当者

伊佐市長 隈元 新 殿

住所 伊佐市大口里〇〇番地

株式会社 〇〇建設

氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

紙による代理入札のみ→ 代 理 人 〇〇 〇〇 (印)

紙による代表者本人による入札は、代表者の印を押印する。

工 事 名	道路〇〇工事(〇〇-1工区)
工事場所	伊佐市 大口〇〇 地内

工 事 費 内 訳 書

工種等	見積金額(円)												割合 (%)
道路改良					6	1	3	9	7	0	6	2	100
土工					1	8	1	8	6	1	5	2	30
法面工					1	5	6	7	8	9	4	3	25
擁壁工					2	3	8	5	4	9	1	5	39
雑工						3	6	7	7	0	5	2	6
直接工事費					6	1	3	9	7	0	6	2	100
共通仮設費計						5	7	0	3	7	8	7	
純工事費					6	7	1	0	0	8	4	9	
現場管理費					1	0	4	7	4	4	4	2	
工事原価					7	7	5	7	5	2	9	1	
一般管理費計						8	7	5	9	7	0	9	
工事価格					8	6	3	3	5	0	0	0	

株式会社 〇〇建設

※複数枚になる場合は、欄外下段に会社名を記載のこと。

※日付は応札日を記載する。

※住所欄は入札参加者の所在地、氏名欄は商号又は名称、代表者名を記載する。

※代理による入札の場合は、代理人氏名も記載する。

(電子入札の場合は代表者名)

※紙入札の場合は必ず押印のこと。(印:代表者印又は代理人印)

※電子入札の場合は押印不要

※工事名、工事場所は入札参加指名通知書又は公告文に基づき記載する。

※工事の工種ごとに見積金額を記載する。

※積算体系のレベル2「工種」まで記載する。

※直接工事費については各工種一式にて計上し記載する。

※「割合」欄には直接工事費に対する工種ごとの割合(%)を記載する。

※記載事項を加除訂正した場合は訂正印を押印する。

※「工事価格」は、入札書に記載した金額と異なっても差し支えない。

(別紙2)

第 号
年 月 日

様

伊佐市長

印

「工事費内訳書」の内容確認について（照会）

下記の工事に係る「工事費内訳書」について、確認事項の説明を求めますので、別紙により、 年 月 日までに御回答ください。

記

1 入札日 年 月 日

2 工事名

3 確認事項（例示）

(1) ○○工種の内容が標準的な積算に比べて2割以上低い（高い）。

(2)

注）（別紙3）を添付して、照会を行うこと。

(別紙3)

年 月 日

伊佐市長

様

住所

氏名

印

「工事費内訳書」の内容確認について（回答）

年 月 日付け 第 号で照会のあった確認事項について、下記のとおり
回答します。

記

1 入札日 年 月 日

2 工事名

3 確認事項に関する回答（例示）

(1) ○○工種の内容が標準的な積算に比べて2割以上低い（高い）。

回答：・・・・・・・・

(2) ・・・・・・・・

回答：・・・・・・・・

伊佐市発注建設工事入札参加者の皆様へ

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第12条の規定により
平成27年4月1日以降に指名通知又は入札公告を行う全ての建設工事の入札について、建設業者は、入札の際に「工事費内訳書」の提出が義務付けられました。

伊佐市発注建設工事の入札に参加の際は、以下の点に注意して提出ください。

- 1 「工事費内訳書」は、電子入札の場合は入札書に添付して、紙入札の場合は入札書と内訳書を同一の封筒に入れ、入札箱に投函してください。
- 2 「工事費内訳書」は、できるだけ市が示した様式を使用し、別添の記載例を参考に、閲覧設計書に基づき積算体系のレベル2「工種」まで記載してください。
なお、別添の様式以上に詳細に記載した内容であれば、各企業が独自で作成された様式を使用しても差し支えありません。
- 3 提出された「工事費内訳書」は、以下のとおり取り扱います。
 - (1) 提出された「工事費内訳書」は、返却しません。
 - (2) 提出された「工事費内訳書」は、入札関係書類(公文書扱い)として保管します。
 - (3) 発注機関の指示による修正等を除き、提出された「工事費内訳書」の引換え、変更又は撤回(取消)は認めません。
 - (4) 提出された「工事費内訳書」は、必要に応じ公正取引委員会及び警察本部に提出する場合があります。
- 4 以下に該当する入札参加者の入札は、無効の対象になりますので、注意してください。

(1) 未提出の場合	「工事費内訳書」が提出されていない場合	
(2) 未提出であると認められる場合	ア	工事費内訳書が提出されていない場合(白紙の場合)
	イ	「工事費内訳書」と無関係な書類である場合
	ウ	他の工事の「工事費内訳書」である場合
	エ	「工事費内訳書」に押印が欠けている場合(電子入札により提出する場合を除く。)
	オ	指名通知書又は入札説明書に指示された事項を満たしていない場合

※項目【日付、契約担当者、住所、氏名(商号、工事名、工事場所等)】の誤字、脱字、記載漏れ(工種等の一部記載漏れを含む)は、無効の取扱いとなる場合がありますのでご注意ください。

- 5 電子入札システムで提出する場合の留意事項
 - (1) 工事費内訳書は、電子入札の実施要領で定める種類のファイルとすること。
(エクセル、ワード、PDF等)
なお、ファイルの圧縮はできるだけしないようにすること。
 - (2) 工事費内訳書のファイル名は、(会社名)+(工事名)とすること。
なお、工事名については、工事個所、工区名が判別できれば簡略化してよい。
例：(株)〇〇建設(△△線道路新設工事1工区).xls